

# 看護 六法

令和6年版

看護行政研究会 編集



新日本法規

# 第1編 基本法令及び通知

## 第1章 基本法令

### ○保健師助産師看護師法

(昭和23年7月30日 法律第203号)

改正	昭25・3・31法 34	平5・11・12法 89	平26・6・25法 83
	同26・4・14同147	同5・11・19同 90	同30・6・27同 66
	同26・11・6同258	同10・6・12同101	令4・6・17同 68
	同27・12・22同316	同11・7・16同 87	(未施行につき、該
	同28・8・15同213	同11・12・22同160	当条文末尾の編注
	同29・4・22同 71	同13・6・29同 87	参照)
	同29・6・1同136	同13・12・12同153	同5・6・16同 63
	同42・8・1同120	同18・6・21同 84	(未施行につき、該
	同43・6・1同 84	同21・7・15同 78	当条文末尾の編注
	同44・6・25同 51	同25・6・14同 44	参照)
	同56・5・25同 51	同26・6・4同 51	
	同57・7・23同 69	同26・6・13同 69	

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 免許（第7条—第16条）
- 第3章 試験（第17条—第28条の2）
- 第4章 業務（第29条—第42条の3）
- 第4章の2 雑則（第42条の4—第42条の6）
- 第5章 罰則（第43条—第45条の3）
- 附則

#### 第1章 総則

##### 〔法律の目的〕

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

(平13法153・一部改正)

##### 〔保健師の定義〕

第2条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

(平11法160・平13法153・一部改正)

【参照】「免許」=法7・12 旧規則による保健婦=法51Ⅱ

##### 〔助産師の定義〕

第3条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

(平11法160・平13法153・一部改正)

【参照】「免許」=法7・12 旧規則による助産婦=法52Ⅱ

#### 第4条 削除（昭26法147）

〔看護師の定義〕

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

（昭26法147・平11法160・平13法153・一部改正）

【参照】「免許」=法7・12 旧規則による看護婦=法53Ⅱ 旧規則による看護人=法60 旧法による甲種看護婦=改正法（昭26法147）附則Ⅲ

〔准看護師の定義〕

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

（昭26法147・平13法153・一部改正）

【参照】「免許」=法8・12 「医師」=医師2 「歯科医師」=歯医2 旧規則による看護人=法60 旧規則による准看護婦=法59

## 第2章 免許

〔保健師・助産師・看護師の免許〕

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（昭26法147・平11法160・平13法153・平18法84・一部改正）

【参照】「保健師国家試験」=法17～19 「助産師国家試験」=法17・18・20 「看護師国家試験」=法17・18・21 「免許」=法12 「免許」申請手続=令1の3Ⅰ、規1の3・7 罰則=法43 旧法による甲種看護婦国家試験合格者=改正法（昭26法147）附則Ⅲ

〔准看護師の免許〕

第8条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（昭26法147・平13法153・一部改正）

【参照】「准看護師試験」=法17・18・22 「免許」=法12 「免許」申請手続=令1の3Ⅱ、規2 罰則=法43

〔欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前二条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(昭26法147・昭29法71・一部改正、平13法87・一部改正・旧第10条繰上、平13法153・一部改正)

【参照】「厚生労働省令で定めるもの」=規1・1の2 「麻薬」=麻薬2一 「大麻」=大麻1 「あへん」=あへん3二

〔保健師籍・助産師籍・看護師籍〕

第10条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第1項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

(昭26法147・平11法160・一部改正、平13法87・旧第11条繰上、平13法153・平18法84・一部改正)

【参照】「登録」事項=令2Ⅰ、規3

〔准看護師籍〕

第11条 都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、第14条第2項の規定による処分に関する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

(昭26法147・一部改正、平13法87・旧第12条繰上、平13法153・平18法84・一部改正)

【参照】「登録」事項=令2Ⅱ、規4

〔免許の付与及び免許証の交付〕

第12条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行う。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行う。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行う。

4 准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行う。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

(昭26法147・平11法160・一部改正、平13法87・一部改正・旧第13条繰上、平13法153・平18法84・一部改正)

【参照】「登録」事項の変更=令3、規5・7 「登録」の抹消=令4・5、規5の2 「免許証」の書換え交付・再交付・返納=令6～8、規7

〔意見の聴取〕

第13条 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第9条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

2 都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について、第9条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護師免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該

申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(平13法87・追加、平13法153・一部改正)

【参照】「掲げる者」=規1

〔免許の取消し等〕

第14条 保健師、助産師若しくは看護師が第9条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 3年以内の業務の停止

三 免許の取消し

2 准看護師が第9条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 3年以内の業務の停止

三 免許の取消し

3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

(昭26法147・平11法160・平13法87・平13法153・平18法84・一部改正)

【参照】行政処分に関する通知=令9 罰則=法44の3 登録抹消の制限=令5の2 籍の抹消の申請手続=規5の2

〔免許取消し又は業務停止の処分の手続〕

第15条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第3項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前条第2項又は第3項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ准看護師試験委員の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、前条第1項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第25条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第15条第1項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第3項（同法第22条第3項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第16条第4項

- 並びに第18条第1項及び第3項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第19条第1項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第20条第1項、第2項及び第4項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第6項及び同法第24条第3項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。
  - 6 都道府県知事は、第3項の規定により意見の聴取を行う場合において、第4項において読み替えて準用する行政手続法第24条第3項の規定により同条第1項の調書及び同条第3項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。
  - 7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。
  - 8 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第6項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。
  - 9 厚生労働大臣は、前条第1項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。
  - 10 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
    - 一 前条第1項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
    - 二 当該処分の原因となる事実
    - 三 弁明の聴取の日時及び場所
  - 11 厚生労働大臣は、第9項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。
  - 12 第10項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
  - 13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第9項又は第11項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。
  - 14 厚生労働大臣は、第3項又は第9項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴

取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
  - 二 当該処分の内容及び根拠となる条項
  - 三 当該処分の原因となる事実
- 15 第3項の規定により意見の聴取を行う場合における第4項において読み替えて準用する行政手続法第15条第1項の通知又は第9項の規定により弁明の聴取を行う場合における第10項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。
- 16 都道府県知事は、前条第2項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事による弁明の機会の付与に代えて、准看護師試験委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。
- 17 第10項、第12項及び第13項の規定は、准看護師試験委員が前項の規定により弁明の聴取を行う場合について準用する。この場合において、第10項中「前項」とあるのは「第16項」と、「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、第12項中「第10項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第17項において準用する第10項」と、第13項中「都道府県知事又は医道審議会の委員」とあるのは「准看護師試験委員」と、「第9項又は第11項前段」とあるのは「第16項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 18 第3項若しくは第9項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第11項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第16項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(昭26法147・昭42法120・昭44法51・平5法89・平11法87・平11法160・平13法87・平13法153・平25法44・平26法69・一部改正)

【参照】「医道審議会」=厚設10 「准看護師試験委員」=法25 「代理人」=民99~118

〔編注〕本条は、令5法63で次のように改正され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

第15条第4項中「第15条第1項」の下に「及び第3項（同法第22条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第3項」を「同法第15条第4項」に改め、「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、を削る。

#### 〔保健師等再教育研修〕

- 第15条の2 厚生労働大臣は、第14条第1項第1号若しくは第2号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第3項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、第14条第2項第1号若しくは第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定